

令和2年度葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

調達方針は、町の全ての組織に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する施設であって、次に掲げるもの
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「法施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (4) 法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (5) 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- (6) 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 目標設定

調達目標額は、令和元年度の調達実績額を上回る金額とする。

5 調達の推進方法

- (1) 町内の障害者就労施設等で提供できる物品等について情報収集を行い、庁内各所属に対し法の趣旨を周知するとともに、情報提供に努める。

- (2) 庁内各所属において、前年度までに障害者就労施設等から調達した物品等においては、継続的な調達に努めるとともに、調達が可能な物品等の情報収集を行い、共同受注窓口を活用しながら発注の推進に努め、障害者就労施設等の受注機会の増大を図る。
- (3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を活用し、積極的な調達に努める。
- (4) 町が直接発注する物品等に限らず、イベント等における自主製品の販売の場の提供や各種団体等による調達が図れるよう支援を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

調達方針の作成又は見直しを行った際には、町ホームページ等により速やかに公表する。また、会計年度終了後に、各所属における前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を取りまとめ、同様に公表する。

7 担当窓口

調達方針に関する担当窓口は、福祉部福祉課とする。

8 施行期日

調達方針は、令和2年4月1日から実施する。